

「学校安心ルール」 (大阪市立東井高野小学校)

令和7年度

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけること伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な 約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・勉強する				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじゃまをする ・授業に関係のない話を する ・授業をさぼり校内でたむ ろする	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをし たり言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを 言う	・学校の物をこわす ・夜中に歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭け ごとをする	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動
第3段階	・授業中、故意に妨害をす る ・テストのじゃまやカンニ ングを繰り返す ・学校をさぼり校外にたむ ろする	・いやがることを無理やり させる ・暴力をふるう（プロレス 技をかけるなども） ・物を故意にこわしたり、 すてたりする	・指導に対して激しく反抗 する ・こわがるようなことをし たり言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつか るなどの暴力をふるう	万引きやバイクの無免許 運転・飲酒・喫煙など法律 に違反するようなこと	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及 び学習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センタ ー）と連携し、学校内で指導を行う。 ・状況によっては個別指導教室を活用 した指導
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

<ルール表作成上の留意点>

- ※この「学校安心ルール」（スタンダードモデル）の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。各小中学校では、スタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた学校安心ルールを作成し運用することができます。
- ※学校は児童生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することがあります。
- ※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。
- ※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）